

第 16 回富士山世界文化遺産学術委員会議事録

日時：令和 3 年 2 月 26 日（金）14：00～16：10

場所：W e b 会議方式

1. 開会

静岡県紅野文化局長より開会挨拶。

2. 報告事項

(1) 「富士山登山鉄道構想」に対する提言について

事務局：資料 1、参考 1、参考 2 を説明。

山梨県：参考 3 について説明。

遠山委員長：試みでありひとつの構想であるということだが、学術委員会としてもこの構想資料をみた上で提言をだしていく。まずスタートについたということである。この事業は富士山が世界遺産になって初めての大きな事業である。従ってきちんとした形で進めていく必要があるが、今の説明に対してご意見等はないか。

稲葉委員：学術委員会が作成した「富士山登山鉄道構想に対する提言」が、同構想に反映されており安心した。富士山は自然をベースにする文化遺産と言うことで、いわば世界遺産のベストモデルとして海外でも注目されている。よって、提言の中では先ずは世界遺産委員会への報告義務と世界遺産委員会で審議をいただく義務が日本政府にはあるということを確認していただき、改めてその事業の妥当性、あるいはフィージビリティを含めて、世界遺産委員会が求める、後戻り可能な計画初期段階での遺産影響評価をお願いすることにした。先ずはこの計画の初期段階ということで山梨県の責任において学術委員会と連携をとりながら検討を進めていただくよう改めてお願いします。

遠山委員長：小委員会としてここまでおまとめいただき本当にありがとうございました。ただ、これは正に出発点だと思う。今後、学術委員会としては本件について、山梨県から説明のあった目的を達成するために L R T でいいのか、あるいはもっと他の方法もあるのかも含めて、本格的に議論し、山梨県側の構想の進め方と歩調を合わせながら、学術委員会としてのしっかりした取組を続けて行きたいと思う。

高階副委員長、何か御意見ございますか。

高階委員：特に意見はないです。

遠山委員長：それでは、説明があった進め方でお願いしたい。ぜひとも、第一回の構想についての H I A を行われる山梨県については慎重に案件を進めていただきたい。

(2) ユネスコへの定期報告について

事務局：資料 2 を説明。

遠山委員長：余談だが、2013 年に登録が決定され、様々な宿題が出たが、それに応じて日本側から保全状況報告書を提出したところ非常に優れているため他の世界遺産のモデルとしたい、ついてはもう一度報告するようと言われて、また 2 年後に報告をまとめているとまた再度提出してくれと言われたが、保全状況報告書の作成にあたっては、

膨大な作業が必要なため、アゼルバイジャンで開催された世界遺産委員会に、静岡県
の川勝知事と行き、通常の登録作業に変えさせてほしいと申し入れ、認められた。
今回、初めて富士山世界遺産について定期報告を出すこととなる。これまでの保全
状況報告書と比べると大分楽ですね。

ユネスコからの注文に応えるのは大変でしたがこれで正常化したと安心している。
余談ではあるが、そういうプロセスを経て、今回の定期報告になっている。

岡田委員： 資料2の最後にある「資産に与える要因」で説明があったが、計画段階で遺産影
響評価を取り込んだというのは積極的に評価されて良いと思うが、遺産影響評価
の作業に取り掛かっているのか、その前の段階なのか定かではないが、計画段階
での影響評価に取り組んでいるということについて定期報告に盛り込んでもい
いのではないかと思う。先生方のご意見を伺いたい。

遠山委員長： 報告の書き方について、ing(現在進行)で行おうとしていることを定期報告に書
いてはどうかということだが、事務局の考えはどうか？

事務局： 一度文化庁へ提出しているので、今後文化庁とも調整をしながらその点含められ
るようであれば含めたいと思う。

遠山委員長： その様に事務局は考えているが、よろしいでしょうか？

岡田委員： 結構です。

加藤委員： 資料2「3.回答の概要」にある「管理体制等」について簡単でいいので、富士
山の管理はどうなっているということを海外の人に分かりやすく説明している
のかを教えてください。

事務局： 資料2「3.回答の概要」にある「包括的保存管理計画に定める保存管理体制」
を強調して書いている。具体的には静岡・山梨両県及びその関係市町村を中心と
する枠組みがきちんとあり、その外部有識者会議として学術委員会があって、そ
れから地元の関係者があってそれらが協調しながら富士山の保全に努めている
適正に実施されているという、そういう「体制」を強調して報告をしている。

加藤委員： いずれかの段階で拝見させていただけるとは思いますが、大きな計画がある、関係者
がその1つの大きな計画に従って動いているというところを強調していただく
のが非常に日本的であり分かりやすいと思う。そこのところを例えばある組織が
あってその組織だけがすべてを動かしているのではなく、みんなで作った計画が
あり、その計画に従って関係者がそれぞれ役割りを果たしているというようにま
とめていただくのがいいのではないか。

遠山委員長： 今の御意見は参考とさせていただくということでもいいか。最終的な報告では、文
化庁と相談されてお願いします。

事務局： 承知いたしました。

吉田委員： 資料2の来訪者管理について読み間違いをしていたが、“著しい混雑が発生する
登山者数/日を超えた日数を定め～”の部分について、/ (スラッシュ) で文章
が途切れて次のものを表しているのかと思ったが、1日あたりの登山者数という
意味ですね。

“著しい混雑が発生する1日あたりの登山者数を超えた日数を定め”などと書いた
方が良いのでは。

事務局： 表現について工夫させていただきます。

3. 議事

世界遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（案）について

事務局：資料3、資料3-2を説明。

吉田委員：最後に説明いただいた山梨県条例についてだが、ここは山梨県の条例で適切に行えるということを前提に考えているが、別紙5-2でオレンジの破線になっており、説明としては必要に応じて実施することとあるが、これは小委員会の方で議論があったと思うが、どういう形で条例で判断されているのかと言う報告が学術委員会にあるべきだろうと思う。事務局が学術委員会や部会に報告するということが必要となると思うが、この破線は情報の提供なども含んでいるという理解でよいか。

山梨県：景観配慮条例の中で専門委員と有識者から御意見いただき、その意見をもとに知事が意見を出すことになるが、その意見を鑑みながら知事意見として学術委員会のHIAのマニュアルに沿ったものと判断された場合は、そちらに移行していくということを考えている。

吉田委員：移行される場合は、ケースバイケースであるから破線であるということは分かったが、そうではなくそういった判断が県の方で進んでいるということ、途中段階でも情報提供いただくということがこの破線に含まれているという理解でいいのかということを知りたい。

山梨県：情報の取り扱いについては条例の中で、事業者の同意がないと外部へは出せないという仕組みになっている。同意を取得することを前提で情報を提供することは可能となっている。

吉田委員：理由は分かりました。ただ、ある程度の規模のものであれば学術委員会の方にも御報告いただきたいと思う。

山梨県：事業者と相談する中で個別には対応していくが、出来る限り情報提供をさせていただきたいと思う。

吉田委員：了解しました。

加藤委員：山梨県景観配慮条例では、今回作られたマニュアルをどう参考・参照するのかという事についてはどう整理されているのか。

山梨県：山梨県の景観配慮条例では景観の影響を中心としており、それ以外の要素について判断が必要ということであればマニュアル等の適応も考えている。

加藤委員：意見になるが、吉田委員が御指摘されたことに同意する。様々な形で景観配慮条例と遺産影響評価をリンクさせていくことは必要だと思うが、現実問題としてはなかなか難しい。一方で山梨県の景観配慮条例に基づいて判断される際にマニュアルを出来るだけ参考にするということを景観配慮条例の若干の修正、あるいは要綱等の一部修正で加えるという方が現実的ではないかと思う。そうすれば、先ほどの山梨県から説明のあった事業者側の承諾の有無も必要なくなりますし、それから、景観配慮条例は山梨県全体、富士山に関わる場所での景観が富

士山という世界遺産の価値に影響は無いということは考えられない。景観配慮条例の方に富士山地域に係るものについてはマニュアルを出来るだけ参考にするように付け加えるのが現実的と考える。

遠山委員長： 山梨県の景観配慮条例の後で、国際基準のマニュアルの必要性が論じられたわけなので、条例の中にこのマニュアルを少し遵守する等の何らかの記載をしていたらと思う。そういうことでしょうか、加藤委員。

加藤委員： はい、そのとおりです。条例そのものを変える必要はないが、条例に付随している要綱、ガイドライン等々に少し付け加えていただくだけで、マニュアルを参照していただければ両者の調整は取れるのではと思う。

遠山委員長： 他にご意見のある方

田畑委員： 山梨県側では、景観配慮条例があるということだが、静岡県側の方は非常に緩衝地帯が多いのだが、そのことに対しての対応を十分にやるために新たな組織を作る方向性があるのかどうかお聞きしたい。また、山梨県側については、今行っているものだけではなく、人が足りないから、もっとこういう部署を増やすのだといった計画があるかお伺いしたい。

事務局： 静岡県に遺産影響評価のための組織を新たに作るという計画は現時点でございません。

田畑委員： それでは各市町村はいかがですか？

事務局： 聞いている範囲ではこのために何か組織を新しく作るという話しは聞こえてこない。基本的には世界遺産担当の所管課がありますのでその業務のひとつとして加えられるという捉え方になると思う。

田畑委員： ありがとうございます。

遠山委員長： 他にご意見のある方

西村委員： 今後の課題だが、H I Aに関してはプロセスを義務付ける法的な根拠はない。条例もなければ法律もないので、手続をこうしてほしいとお願いすることになっているのだと思う。今後これをいかにきちんと形で法令化していくのがこれからの課題になっている。そういう状況にあるという事。ただし山梨県の方の景観配慮条例は条例なので、条例のもとにある種必ず出てくるものがあり、その必ず出てくるものを法的根拠がないプロセスにどこまで自動的に移行できるのかという問題がある。これは今すぐには解決しないだろうが、このマニュアルに沿ったプロセスをいかに法的な根拠を持たせるかというのは宿題であるという意識を各自治体が認識しておくことが重要である。

遠山委員長： 今の点は大変重要だと思う。今後このマニュアルや条例をそれぞれ運用していくに際して、きちんと考え方に照らして検討しながら進めていただくということでしょうかね。これは記録しておくという事でよろしいでしょうか。御注意いただいたということで承ります。他に御意見がある方。

岡田委員： 西村委員からのご指摘は大変重要なことだと思う。特に別紙5-2フローチャートの(11)-2 「レベル2以下にならなければ中止を要請」ということが実際に起こるかどうかわからないが、もしこの様な事態になったときに、西村委員がおっしゃったような法的な根拠が乏しいプロセスでこの主張がどれだけ出来るのか、有効なのかというのは十分注意しないといけない。この点が一番気になっ

ている。

遠山委員長：ありがとうございます。国際的な要請としてのマニュアルをどう位置付けていくかということがまだまだ検討を要すると思う。先ずはご指摘いただいたことを念頭に置きながら運用していただきたい。以上でよろしいでしょうか。
以上で議事を終了します。

4. その他

退任委員の報告

5. 閉会

以上